兵庫県公報

令和２年３月３日　火曜日　　第 87 号

発　行　人
兵　　庫　　県
神戸市中央区下山手通
５丁目10番１号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日

（兵庫県民の旗＝県旗）

目　　次

告　　示　　ページ

○ 有害興行の指定（青少年課）…… 2
○ 兵庫県医師国民健康保険組合の規約の変更認可（国保医療課）…… 2
○ 県営土地改良事業計画の決定及び関係書類の縦覧（農地整備課）…… 2
○ 兵庫県漁業調整規則に基づく聴聞の実施（水産課）…… 3
○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）…… 3
○ 同　　上（同）…… 3
○ 同　　上（同）…… 3
○ 同　　上（同）…… 4
○ 同　　上（同）…… 4
○ 同　　上（同）…… 4
○ 公共測量が終了した旨の通知（同）…… 4
○ 同　　上（同）…… 5
○ 同　　上（同）…… 5
○ 河川区域の変更により生じた廃川敷地等（河川整備課）…… 5
○ 都市計画の変更及び図書の縦覧（都市計画課）…… 6
○ 同　　上（同）…… 6
○ 同　　上（同）…… 6
○ 同　　上（同）…… 6
○ 昭和39年兵庫県告示第332号の15（収入証紙売りさばき人の名称等）の一部改正（会計課）…… 7
○ 道路の位置指定（但馬県民局）…… 7

公　　告

○ 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧（砂防課）…… 7
○ 同　　上（同）…… 8
○ 同　　上（同）…… 9
○ 同　　上（同）…… 10
○ 同　　上（同）…… 11
○ 同　　上（同）…… 12
○ 土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧（同）…… 12
○ 同　　上（同）…… 13
○ 同　　上（同）…… 14
○ 同　　上（同）…… 14
○ 同　　上（同）…… 15
○ 同　　上（同）…… 15
○ 同　　上（同）…… 16
○ 同　　上（同）…… 16
○ 同　　上（同）…… 17
○ 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧（同）…… 18
○ 同　　上（同）…… 22
○ 同　　上（同）…… 30
○ 同　　上（同）…… 35
○ 同　　上（同）…… 38
○ 同　　上（同）…… 40
○ 大規模小売店舗の新設に関する届出（都市計画課）…… 42
○ 二級建築士試験及び木造建築士試験の実施（建築指導課）…… 43
○ 都市計画法第36条第３項に基づく工事完了公告（阪神北県民局）…… 44

兵庫県知事　井　戸　敏　三

１　都市計画の種類及び名称
　阪神間都市計画道路
　3.3.100号三田幹線
２　都市計画を変更した土地の区域
　三田市駅前町

兵庫県告示第260号

昭和39年兵庫県告示第332号の15（収入証紙売りさばき人の名称等）の一部を次のように改正し、令和２年３月９日から適用する。

令和２年３月３日

兵庫県知事　井　戸　敏　三

表但馬信用金庫の項中

「

	同　村岡支店	美方郡香美町村岡区村岡
	同　美方支店	美方郡香美町小代区大谷

」

を

「

	同　村岡支店	美方郡香美町村岡区村岡

」

に改める。

兵庫県告示第261号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第１項第５号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

その関係図書は、但馬県民局豊岡土木事務所まちづくり建築第２課において縦覧に供する。

令和２年３月３日

兵庫県知事　井　戸　敏　三

指定番号	指定年月日（令和年月日）	位置	幅員（メートル）	延長（メートル）
第R01但馬位置0006号	2.2.20	朝来市和田山町宮田字橋ノ本238番２の一部、240番の一部	5.00	30.02

公　　告

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第４条第１項の規定により、土砂災害警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和２年３月３日

兵庫県知事　井　戸　敏　三

１　指定しようとする区域の名称等

名　　称	指　定　の　区　域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
猿田彦谷(2)Ｉ (235000100)	神崎郡市川町美佐（別図１のとおり）	土石流

（別図１は省略し、３に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

２　指定の案の閲覧期間

令和２年３月11日（水）から同月25日（水）まで

３　指定の案の閲覧場所

兵庫県中播磨県民センター姫路土木事務所福崎事業所及び市川町役場建設課

４　意見書に関する事項

⑴　様式

要領第５条第２項の規定により定める様式

⑵　提出先

兵庫県中播磨県民センター姫路土木事務所福崎事業所

〒679-2204　神崎郡福崎町西田原1994―４

⑶　提出期限

令和２年３月25日（水）まで（当日消印有効）

⑷　意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和２年５月25日（月）までに、３に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第４条第１項の規定により、土砂災害警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和２年３月３日

兵庫県知事　井　戸　敏　三

１　指定しようとする区域の名称等

名　　称	指　定　の　区　域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
金坂(3) (109000303)	相生市矢野町金坂（別図１のとおり）	急傾斜地の崩壊
榊(10) (109000304)	相生市矢野町榊（別図２のとおり）	急傾斜地の崩壊
森(4) (109000305)	相生市矢野町森（別図３のとおり）	急傾斜地の崩壊
緑ヶ丘(1)(1)Ｉ－２ (109000306)	相生市緑ヶ丘１丁目（別図４のとおり）	急傾斜地の崩壊
佐方(1)Ｉ－２ (109000307)	相生市佐方３丁目（別図５のとおり）	急傾斜地の崩壊
鶴亀(2) (109000308)	相生市若狭野町入野（別図６のとおり）	急傾斜地の崩壊

（別図１から別図６までは省略し、３に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

２　指定の案の閲覧期間

令和２年３月11日（水）から同月25日（水）まで

３　指定の案の閲覧場所

兵庫県西播磨県民局光都土木事務所及び相生市役所

４　意見書に関する事項

⑴　様式

要領第５条第２項の規定により定める様式

⑵　提出先

兵庫県西播磨県民局光都土木事務所河川砂防第２課

〒678-1205　赤穂郡上郡町光都２―25

⑶　提出期限

令和２年３月25日（水）まで（当日消印有効）

⑷　意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和２年５月25日（月）までに、３に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第４条第１項の規定により、土砂災害警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和２年３月３日

兵庫県知事　井　戸　敏　三

１　指定しようとする区域の名称等

名　　称	指　定　の　区　域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
口岩井(2) Ⅰ (110010370)	豊岡市口岩井（別図１のとおり）	急傾斜地の崩壊
福成寺(3)（急） Ⅰ (110010371)	豊岡市福成寺、大谷（別図２のとおり）	急傾斜地の崩壊
目坂(4) Ⅰ (110010377)	豊岡市目坂（別図３のとおり）	急傾斜地の崩壊
大谷(2) Ⅱ (110010378)	豊岡市大谷（別図４のとおり）	急傾斜地の崩壊
大谷(3) Ⅰ (110010379)	豊岡市大谷（別図５のとおり）	急傾斜地の崩壊
中郷(2)（急） Ⅰ (110010380)	豊岡市中郷（別図６のとおり）	急傾斜地の崩壊
赤石(4)（急） Ⅰ (110010381)	豊岡市赤石（別図７のとおり）	急傾斜地の崩壊
下鶴井(3)（急） Ⅰ (110010382)	豊岡市下鶴井（別図８のとおり）	急傾斜地の崩壊

金剛寺(3)（急）Ⅰ (110010383)	豊岡市金剛寺（別図９のとおり）	急傾斜地の崩壊
中郷第九 (210010243)	豊岡市中郷（別図10のとおり）	土石流
中郷第十 (210010244)	豊岡市中郷（別図11のとおり）	土石流

（別図１から別図11までは省略し、３に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

２　指定の案の閲覧期間

令和２年３月11日（水）から同月25日（水）まで

３　指定の案の閲覧場所

兵庫県但馬県民局豊岡土木事務所河川砂防課及び豊岡市役所建設課（５階）

４　意見書に関する事項

⑴　様式

要領第５条第２項の規定により定める様式

⑵　提出先

兵庫県但馬県民局豊岡土木事務所河川砂防課

〒668-0025　豊岡市幸町７―11

⑶　提出期限

令和２年３月25日（水）まで（当日消印有効）

⑷　意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和２年５月25日（月）までに、３に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第４条第１項の規定により、土砂災害警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和２年３月３日

兵庫県知事　井　戸　敏　三

１　指定しようとする区域の名称等

名　　称	指　定　の　区　域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
林(1)Ⅰ－２ (110030088)	豊岡市竹野町林（別図１のとおり）	急傾斜地の崩壊
森本(1)(1)Ⅰ－２ (110030089)	豊岡市竹野町森本（別図２のとおり）	急傾斜地の崩壊
須野谷(1)Ⅱ (110030090)	豊岡市竹野町須野谷（別図３のとおり）	急傾斜地の崩壊

（別図１から別図３までは省略し、３に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

２　指定の案の閲覧期間

令和２年３月11日（水）から同月25日（水）まで

３　指定の案の閲覧場所

兵庫県但馬県民局豊岡土木事務所河川砂防課及び豊岡市役所竹野振興局

４　意見書に関する事項

⑴　様式

要領第５条第２項の規定により定める様式

⑵　提出先

兵庫県但馬県民局豊岡土木事務所河川砂防課

〒668-0025　豊岡市幸町７―11

⑶　提出期限

令和２年３月25日（水）まで（当日消印有効）

⑷　意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和２年５月25日（月）までに、３に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第４条第１項の規定により、土砂災害警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和２年３月３日

兵庫県知事　井　戸　敏　三

１　指定しようとする区域の名称等

名　　称	指　定　の　区　域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
赤崎(1) Ⅰ－2 (110040134)	豊岡市日高町赤崎（別図１のとおり）	急傾斜地の崩壊
国分寺(1) Ⅰ－2 (110040135)	豊岡市日高町国分寺（別図２のとおり）	急傾斜地の崩壊
上石Ⅰ－2 (110040136)	豊岡市日高町上石（別図３のとおり）	急傾斜地の崩壊
竹貫(1) Ⅰ－2 (110040137)	豊岡市日高町竹貫（別図４のとおり）	急傾斜地の崩壊
赤崎(3) Ⅱ (110040138)	豊岡市日高町赤崎（別図５のとおり）	急傾斜地の崩壊
山本(4) Ⅱ (110040139)	豊岡市日高町山本（別図６のとおり）	急傾斜地の崩壊
水上(3) Ⅱ (110040140)	豊岡市日高町水上（別図７のとおり）	急傾斜地の崩壊

（別図１から別図７までは省略し、３に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

２　指定の案の閲覧期間

令和２年３月11日（水）から同月25日（水）まで

３　指定の案の閲覧場所

兵庫県但馬県民局豊岡土木事務所河川砂防課及び豊岡市役所日高振興局

４　意見書に関する事項

⑴　様式

要領第５条第２項の規定により定める様式

⑵　提出先

兵庫県但馬県民局豊岡土木事務所河川砂防課
〒668-0025　豊岡市幸町７―11

⑶　提出期限
令和２年３月25日（水）まで（当日消印有効）

⑷　意見要旨及び県の考え方の公表
提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和２年５月25日（月）までに、３に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第４条第１項の規定により、土砂災害警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和２年３月３日

兵庫県知事　井　戸　敏　三

１　指定しようとする区域の名称等

名　　称	指　定　の　区　域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
寺坂(3) Ⅰ (110050135)	豊岡市出石町寺坂（別図１のとおり）	急傾斜地の崩壊
谷山(6) Ⅱ (110050136)	豊岡市出石町谷山（別図２のとおり）	急傾斜地の崩壊
八坂川(2) Ⅱ (210050106)	豊岡市出石町谷山（別図３のとおり）	土石流

（別図１から別図３までは省略し、３に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

２　指定の案の閲覧期間
令和２年３月11日（水）から同月25日（水）まで

３　指定の案の閲覧場所
兵庫県但馬県民局豊岡土木事務所河川砂防課及び豊岡市役所出石振興局

４　意見書に関する事項

⑴　様式
要領第５条第２項の規定により定める様式

⑵　提出先
兵庫県但馬県民局豊岡土木事務所河川砂防課
〒668-0025　豊岡市幸町７―11

⑶　提出期限
令和２年３月25日（水）まで（当日消印有効）

⑷　意見要旨及び県の考え方の公表
提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和２年５月25日（月）までに、３に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。

土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧

平成20年兵庫県告示第979号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、改正しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和２年３月３日

兵庫県知事　井　戸　敏　三

１　改正しようとする区域の案

屋形Ⅲ（135000051）の項中別図３、東小畑(1)Ⅱ（135000054）の項中別図６、東小畑Ⅰ（135000057）の項中別図９、奥御舟(2)Ⅱ（135000066）の項中別図18、鬼谷Ⅱ（135000099）の項中別図51、東川辺(1)Ⅱ（135000105）の項中別図57、谷(1)Ⅱ（135000117）の項中別図69、田中Ⅱ（135000123）の項中別図75、奥Ⅱ（135000125）の項中別図77、甘地Ⅲ（135000127）の項中別図79、西田中Ⅰ（135000128）の項中別図80、下瀬加四角ヶ谷Ⅰ（235000065）の項中別図116を次の図面のとおり改める。

（「次の図面」は省略し、３に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

２　改正の案の閲覧期間

令和２年３月11日（水）から同月25日（水）まで

３　改正の案の閲覧場所

兵庫県中播磨県民センター姫路土木事務所福崎事業所及び市川町役場建設課

４　意見書に関する事項

⑴　様式

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領第５条第２項の規定により定める様式

⑵　提出先

兵庫県中播磨県民センター姫路土木事務所福崎事業所

〒679-2204　神崎郡福崎町西田原1994―４

⑶　提出期限

令和２年３月25日（水）まで（当日消印有効）

⑷　意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和２年５月25日（月）までに、３に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。

土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧

平成21年兵庫県告示第52号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、改正しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和２年３月３日

兵庫県知事　井　戸　敏　三

１　改正しようとする区域の案

緑ヶ丘(1)(1)Ⅰ（109000007）の項中別図７、佐方(2)Ⅰ（109000058）の項中別図57、佐方(1)Ⅰ（109000059）の項中別図58、緑ヶ丘(3)Ⅰ（109000103）の項中別図102、青葉台(1)(1)Ⅰ（109000104）の項中別図103、西後明(2)Ⅱ（109000130）の項中別図129、東後明(3)Ⅱ（109000137）の項中別図136、上松(1)Ⅱ（109000141）の項中別図140、西谷町(1)Ⅱ（109000156）の項中別図155、上土井(6)Ⅲ（109000168）の項中別図167、西谷町(1)Ⅲ（109000195）の項中別図194、佐方(2)Ⅲ（109000200）の項中別図199を次の図面のとおり改める。

龍泉(3)Ⅱ（109000134）の項中「龍泉(3)Ⅱ」を「竜泉(3)Ⅱ」に改め、別図133を次の図面のとおり改める。

（「次の図面」は省略し、３に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

２　改正の案の閲覧期間

令和２年３月11日（水）から同月25日（水）まで

３　改正の案の閲覧場所

兵庫県西播磨県民局光都土木事務所及び相生市役所

４　意見書に関する事項

⑴　様式

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領第５条第２項の規定により定める様式

⑵　提出先

兵庫県西播磨県民局光都土木事務所河川砂防第２課

〒678-1205　赤穂郡上郡町光都２―25

⑶　提出期限
　令和２年３月25日（水）まで（当日消印有効）
⑷　意見要旨及び県の考え方の公表
　提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和２年５月25日（月）までに、３に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。

土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧

平成21年兵庫県告示第54号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、改正しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和２年３月３日

兵庫県知事　井　戸　敏　三

１　改正しようとする区域の案
　若狭野２Ｉ（209000012）の項中別図１を次の図面のとおり改める。
（「次の図面」は省略し、３に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）
２　改正の案の閲覧期間
　令和２年３月11日（水）から同月25日（水）まで
３　改正の案の閲覧場所
　兵庫県西播磨県民局光都土木事務所及び相生市役所
４　意見書に関する事項
⑴　様式
　土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領第５条第２項の規定により定める様式
⑵　提出先
　兵庫県西播磨県民局光都土木事務所河川砂防第２課
　〒678-1205　赤穂郡上郡町光都２―25
⑶　提出期限
　令和２年３月25日（水）まで（当日消印有効）
⑷　意見要旨及び県の考え方の公表
　提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和２年５月25日（月）までに、３に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。

土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧

平成21年兵庫県告示第1202号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、改正しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和２年３月３日

兵庫県知事　井　戸　敏　三

１　改正しようとする区域の案
　森Ｉ（109000213）の項中別図10、瓜生(2)Ｉ（109000227）の項中別図24、小河(6)Ⅱ（109000260）の項中別図57を次の図面のとおり改める。
（「次の図面」は省略し、３に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）
２　改正の案の閲覧期間
　令和２年３月11日（水）から同月25日（水）まで
３　改正の案の閲覧場所
　兵庫県西播磨県民局光都土木事務所及び相生市役所
４　意見書に関する事項
⑴　様式

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領第５条第２項の規定により定める様式

⑵　提出先

兵庫県西播磨県民局光都土木事務所河川砂防第２課

〒678-1205　赤穂郡上郡町光都２―25

⑶　提出期限

令和２年３月25日（水）まで（当日消印有効）

⑷　意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和２年５月25日（月）までに、３に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。

土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧

平成19年兵庫県告示第520号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、改正しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和２年３月３日

兵庫県知事　井　戸　敏　三

１　改正しようとする区域の案

口岩井Ⅰ（110010168）の項中別図73、福成寺(2)（急）Ⅰ（110010178）の項中別図83、目坂(1)Ⅰ（110010181）の項中別図86、大谷(1)Ⅰ（110010190）の項中別図95、大谷(2)Ⅰ（110010191）の項中別図96、大谿川(4)Ⅱ（210010133）の項中別図203を次の図面のとおり改める。

（「次の図面」は省略し、３に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

２　改正の案の閲覧期間

令和２年３月11日（水）から同月25日（水）まで

３　改正の案の閲覧場所

兵庫県但馬県民局豊岡土木事務所河川砂防課及び豊岡市役所建設課（５階）

４　意見書に関する事項

⑴　様式

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領第５条第２項の規定により定める様式

⑵　提出先

兵庫県但馬県民局豊岡土木事務所河川砂防課

〒668-0025　豊岡市幸町７―11

⑶　提出期限

令和２年３月25日（水）まで（当日消印有効）

⑷　意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和２年５月25日（月）までに、３に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。

土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧

平成19年兵庫県告示第616号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、改正しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和２年３月３日

兵庫県知事　井　戸　敏　三

１　改正しようとする区域の案

中郷（急）Ⅰ（110010261）の項中別図83、中郷第四（210010181）の項中別図99、市谷南谷Ⅱ（210010191）の項中別図109、赤石(1)（急）Ⅰ（110010284）の項中別図130、赤石(2)（急）Ⅰ（110010285）の項中別図131、下鶴井(2)（急）Ⅰ（110010289）の項中別図135、金剛寺(1)（急）Ⅰ（110010290）の項中別図136、金

剛寺(2)Ⅰ（110010291）の項中別図137、森(1)Ⅰ（110010294）の項中別図140、森Ⅱ（110010295）の項中別図141、森(2)Ⅰ（110010296）の項中別図142、山本Ⅰ（110010297）の項中別図143、堂ヶ谷川Ⅱ（210010208）の項中別図152を次の図面のとおり改める。

（「次の図面」は省略し、３に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

２　改正の案の閲覧期間

令和２年３月11日（水）から同月25日（水）まで

３　改正の案の閲覧場所

兵庫県但馬県民局豊岡土木事務所河川砂防課及び豊岡市役所建設課（５階）

４　意見書に関する事項

⑴　様式

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領第５条第２項の規定により定める様式

⑵　提出先

兵庫県但馬県民局豊岡土木事務所河川砂防課

〒668-0025　豊岡市幸町７―11

⑶　提出期限

令和２年３月25日（水）まで（当日消印有効）

⑷　意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和２年５月25日（月）までに、３に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。

土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧

平成22年兵庫県告示第1200号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、改正しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和２年３月３日

兵庫県知事　井　戸　敏　三

１　改正しようとする区域の案

林(1)Ⅰ（110030021）の項中別図70、森本(1)(1)Ⅰ（110030026）の項中別図75、河内(1)Ⅰ（110030028）の項中別図77、森本(1)(1)Ⅱ（110030069）の項中別図118、御又(2)(1)Ⅱ（110030073）の項中別図122、大谷川(1)Ⅱ（210030059）の項中別図233を次の図面のとおり改める。

（「次の図面」は省略し、３に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

２　改正の案の閲覧期間

令和２年３月11日（水）から同月25日（水）まで

３　改正の案の閲覧場所

兵庫県但馬県民局豊岡土木事務所河川砂防課及び豊岡市役所竹野振興局

４　意見書に関する事項

⑴　様式

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領第５条第２項の規定により定める様式

⑵　提出先

兵庫県但馬県民局豊岡土木事務所河川砂防課

〒668-0025　豊岡市幸町７―11

⑶　提出期限

令和２年３月25日（水）まで（当日消印有効）

⑷　意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和２年５月25日（月）までに、３に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。

土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧

平成22年兵庫県告示第156号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、改正しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和２年３月３日

兵庫県知事　井　戸　敏　三

1　改正しようとする区域の案

国分寺(1) Ⅰ（110040084）の項中別図84、水上(2) Ⅰ（110040085）の項中別図85、山本Ⅱ（110040091）の項中別図91、赤崎(1) Ⅰ(110040095)の項中別図95、竹貫(1) Ⅰ(110040123)の項中別図123、上石Ⅰ(110040125)の項中別図125を改める。

（「次の図面」は省略し、３に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

2　改正の案の閲覧期間

令和２年３月11日（水）から同月25日（水）まで

3　改正の案の閲覧場所

兵庫県但馬県民局豊岡土木事務所河川砂防課及び豊岡市役所日高振興局

4　意見書に関する事項

⑴　様式

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領第５条第２項の規定により定める様式

⑵　提出先

兵庫県但馬県民局豊岡土木事務所河川砂防課

〒668-0025　豊岡市幸町７―11

⑶　提出期限

令和２年３月25日（水）まで（当日消印有効）

⑷　意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和２年５月25日（月）までに、３に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。

土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧

平成23年兵庫県告示第162号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、改正しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和２年３月３日

兵庫県知事　井　戸　敏　三

1　改正しようとする区域の案

入佐(1) Ⅱ（110050032）の項中別図32、下谷(1) Ⅰ（110050033）の項中別図33、下谷(3) Ⅰ（110050038）の項中別図38、伊木(1) Ⅰ(110050041)の項中別図41、寺坂Ⅰ(110050044)の項中別図44、桐野(2) Ⅱ(110050050)の項中別図50を次の図面のとおり改める。

（「次の図面」は省略し、３に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

2　改正の案の閲覧期間

令和２年３月11日（水）から同月25日（水）まで

3　改正の案の閲覧場所

兵庫県但馬県民局豊岡土木事務所河川砂防課及び豊岡市役所出石振興局

4　意見書に関する事項

⑴　様式

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領第５条第２項の規定により定める様式

⑵　提出先

兵庫県但馬県民局豊岡土木事務所河川砂防課

〒668-0025　豊岡市幸町７―11

⑶　提出期限

令和２年３月25日（水）まで（当日消印有効）

⑷　意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和２年５月25日（月）までに、３に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第４条第１項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和２年３月３日

兵庫県知事　井　戸　敏　三

１　指定しようとする区域の名称等

名　　称	指　定　の　区　域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
御室(2)Ⅲ (135000047)	神崎郡市川町上瀬加（別図１のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図１のとおり
北田中Ⅰ (135000049)	神崎郡市川町北田中（別図２のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図２のとおり
初鹿野Ⅱ (135000050)	神崎郡市川町屋形（別図３のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図３のとおり
屋形Ⅲ (135000051)	神崎郡市川町屋形（別図４のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図４のとおり
西小畑Ⅰ (135000053)	神崎郡市川町小畑（別図５のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図５のとおり
東小畑(1)Ⅱ (135000054)	神崎郡市川町小畑（別図６のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図６のとおり
西小畑(1)Ⅱ (135000055)	神崎郡市川町小畑（別図７のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図７のとおり
西小畑(2)Ⅱ (135000056)	神崎郡市川町小畑（別図８のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図８のとおり
東小畑Ⅰ (135000057)	神崎郡市川町小畑（別図９のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図９のとおり
東小畑(2)Ⅱ (135000059)	神崎郡市川町小畑（別図10のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
東小畑(3)Ⅱ (135000060)	神崎郡市川町小畑（別図11のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
小畑(2)Ⅱ (135000061)	神崎郡市川町小畑（別図12のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
小畑(3)Ⅱ (135000062)	神崎郡市川町小畑（別図13のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり

小畑(1)Ⅱ (135000063)	神崎郡市川町小畑（別図14のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
奥御舟(2)Ⅰ (135000064)	神崎郡市川町小畑（別図15のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
奥御舟(1)Ⅱ (135000065)	神崎郡市川町小畑（別図16のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
奥御舟(2)Ⅱ (135000066)	神崎郡市川町小畑（別図17のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
奥御舟(3)Ⅱ (135000067)	神崎郡市川町小畑（別図18のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり
奥御舟(4)Ⅱ (135000068)	神崎郡市川町小畑（別図19のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
下瀬加Ⅲ (135000069)	神崎郡市川町下瀬加（別図20のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり
奥御舟(1)Ⅰ (135000070)	神崎郡市川町小畑（別図21のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり
御室(1)Ⅱ (135000084)	神崎郡市川町上瀬加（別図22のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図22のとおり
御室Ⅰ (135000085)	神崎郡市川町上瀬加（別図23のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図23のとおり
戸安Ⅱ (135000086)	神崎郡市川町上瀬加（別図24のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図24のとおり
御舟(2)Ⅱ (135000089)	神崎郡市川町下瀬加（別図25のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図25のとおり
御舟Ⅰ (135000090)	神崎郡市川町下瀬加（別図26のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図26のとおり
御舟(2)Ⅲ (135000092)	神崎郡市川町下瀬加（別図27のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図27のとおり
瓜生田(1)Ⅰ (135000093)	神崎郡市川町下瀬加（別図28のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図28のとおり
御舟(3)Ⅲ (135000094)	神崎郡市川町下瀬加（別図29のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図29のとおり
瓜生田(1)Ⅱ (135000095)	神崎郡市川町下瀬加（別図30のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図30のとおり
瓜生田(2)Ⅱ (135000096)	神崎郡市川町下瀬加（別図31のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図31のとおり
鬼谷Ⅰ (135000097)	神崎郡市川町下瀬加（別図32のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図32のとおり
鬼谷Ⅲ (135000098)	神崎郡市川町下瀬加（別図33のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図33のとおり

鬼谷Ⅱ (135000099)	神崎郡市川町下瀬加（別図34のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図34のとおり
加茂地(1)Ⅱ (135000100)	神崎郡市川町下瀬加（別図35のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図35のとおり
山添Ⅱ (135000101)	神崎郡市川町下瀬加（別図36のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図36のとおり
加茂地(2)Ⅱ (135000102)	神崎郡市川町下瀬加（別図37のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図37のとおり
峠Ⅱ (135000103)	神崎郡市川町下瀬加（別図38のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図38のとおり
山添Ⅰ (135000104)	神崎郡市川町下瀬加（別図39のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図39のとおり
東川辺(1)Ⅱ (135000105)	神崎郡市川町東川辺（別図40のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図40のとおり
東川辺(2)Ⅱ (135000106)	神崎郡市川町東川辺（別図41のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図41のとおり
東川辺(3)Ⅱ (135000107)	神崎郡市川町東川辺（別図42のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図42のとおり
東川辺(1)Ⅰ (135000108)	神崎郡市川町東川辺（別図43のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図43のとおり
東川辺(2)Ⅰ (135000109)	神崎郡市川町東川辺（別図44のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図44のとおり
西川辺Ⅰ (135000111)	神崎郡市川町西川辺（別図45のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図45のとおり
小畑Ⅲ (135000113)	神崎郡市川町小畑（別図46のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図46のとおり
浅野Ⅱ (135000114)	神崎郡市川町浅野（別図47のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図47のとおり
浅野Ⅲ (135000115)	神崎郡市川町浅野（別図48のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図48のとおり
浅野Ⅰ (135000116)	神崎郡市川町浅野（別図49のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図49のとおり
谷(1)Ⅱ (135000117)	神崎郡市川町谷（別図50のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図50のとおり
谷(2)Ⅱ (135000118)	神崎郡市川町谷（別図51のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図51のとおり
谷Ⅰ (135000119)	神崎郡市川町谷（別図52のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図52のとおり
谷Ⅲ (135000120)	神崎郡市川町谷（別図53のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図53のとおり

谷(3)Ⅱ (135000121)	神崎郡市川町谷（別図54のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図54のとおり
田中Ⅲ (135000122)	神崎郡市川町田中（別図55のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図55のとおり
田中Ⅱ (135000123)	神崎郡市川町田中（別図56のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図56のとおり
近平Ⅲ (135000124)	神崎郡市川町近平（別図57のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図57のとおり
奥Ⅱ (135000125)	神崎郡市川町奥（別図58のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図58のとおり
坂戸Ⅲ (135000126)	神崎郡市川町坂戸（別図59のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図59のとおり
甘地Ⅲ (135000127)	神崎郡市川町甘地（別図60のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図60のとおり
西田中Ⅰ (135000128)	神崎郡市川町西田中（別図61のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図61のとおり
保喜(2)Ⅰ (135000130)	神崎郡市川町保喜（別図62のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図62のとおり
初鹿野(2)Ⅰ (235000033)	神崎郡市川町屋形（別図63のとおり）	土石流	別図63のとおり
諏訪北谷Ⅰ (235000039)	神崎郡市川町美佐（別図64のとおり）	土石流	別図64のとおり
皿池西谷Ⅰ (235000041)	神崎郡市川町神崎（別図65のとおり）	土石流	別図65のとおり
瀬加谷Ⅰ (235000050)	神崎郡市川町上瀬加（別図66のとおり）	土石流	別図66のとおり
瓜生田川Ⅰ (235000054)	神崎郡市川町下瀬加（別図67のとおり）	土石流	別図67のとおり
瓜生田谷Ⅰ (235000055)	神崎郡市川町下瀬加（別図68のとおり）	土石流	別図68のとおり
下瀬加出口谷(1)Ⅰ (235000058)	神崎郡市川町下瀬加（別図69のとおり）	土石流	別図69のとおり
下瀬加殿所Ⅰ (235000062)	神崎郡市川町下瀬加（別図70のとおり）	土石流	別図70のとおり
下瀬加永谷Ⅰ (235000064)	神崎郡市川町下瀬加（別図71のとおり）	土石流	別図71のとおり
下瀬加四角ヶ谷Ⅰ (235000065)	神崎郡市川町下瀬加（別図72のとおり）	土石流	別図72のとおり
追谷川Ⅰ (235000073)	神崎郡市川町小畑（別図73のとおり）	土石流	別図73のとおり

保喜穴宝Ⅰ (235000078)	神崎郡市川町保喜（別図74のとおり）	土石流	別図74のとおり
浅野谷Ⅱ (235000081)	神崎郡市川町浅野（別図75のとおり）	土石流	別図75のとおり
谷山下谷Ⅱ (235000082)	神崎郡市川町谷（別図76のとおり）	土石流	別図76のとおり
横倉山Ⅱ (235000083)	神崎郡市川町谷（別図77のとおり）	土石流	別図77のとおり
奥甘谷Ⅱ (235000087)	神崎郡市川町奥（別図78のとおり）	土石流	別図78のとおり
殿所Ⅱ (235000095)	神崎郡市川町下瀬加（別図79のとおり）	土石流	別図79のとおり
足尾谷Ⅱ (235000098)	神崎郡市川町東川辺（別図80のとおり）	土石流	別図80のとおり
猿田彦谷(2)Ⅰ (235000100)	神崎郡市川町美佐（別図81のとおり）	土石流	別図81のとおり

（別図１から別図81までは省略し、３に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

２　指定の案の閲覧期間

令和２年３月11日（水）から同月25日（水）まで

３　指定の案の閲覧場所

兵庫県中播磨県民センター姫路土木事務所福崎事業所及び市川町役場建設課

４　意見書に関する事項

⑴　様式

要領第５条第２項の規定により定める様式

⑵　提出先

兵庫県中播磨県民センター姫路土木事務所福崎事業所

〒679-2204　神崎郡福崎町西田原1994―４

⑶　提出期限

令和２年３月25日（水）まで（当日消印有効）

⑷　意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和２年５月25日（月）までに、３に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第４条第１項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和２年３月３日

兵庫県知事　井　戸　敏　三

１　指定しようとする区域の名称等

名　　称	指　定　の　区　域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
中郷Ⅰ (109000001)	相生市矢野町上土井（別図１のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図１のとおり
宮本Ⅰ (109000002)	相生市若狭野町下土井（別図２のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図２のとおり
奥山Ⅰ (109000003)	相生市若狭野町若狭野（別図３のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図３のとおり
株分(2)Ⅰ (109000006)	相生市若狭野町野々（別図４のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図４のとおり
緑ヶ丘(1)(1)Ⅰ (109000007)	相生市緑ヶ丘１丁目（別図５のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図５のとおり
鶴亀Ⅰ (109000008)	相生市若狭野町入野（別図６のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図６のとおり
東後明Ⅰ (109000009)	相生市若狭野町東後明（別図７のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図７のとおり
竜泉(2)Ⅰ (109000010)	相生市竜泉町（別図８のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図８のとおり
竜泉(3)Ⅰ (109000011)	相生市竜泉町（別図９のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図９のとおり
竜泉(1)Ⅰ (109000012)	相生市竜泉町（別図10のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
山手(1)Ⅰ (109000013)	相生市陸（別図11のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
菅原(1)(1)Ⅰ (109000014)	相生市山手１丁目（別図12のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
佐方(6)Ⅰ (109000056)	相生市那波（別図13のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
山崎(1)Ⅰ (109000057)	相生市佐方（別図14のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
佐方(2)Ⅰ (109000058)	相生市佐方（別図15のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
佐方(1)Ⅰ (109000059)	相生市佐方３丁目（別図16のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
佐方(7)Ⅰ (109000060)	相生市佐方３丁目（別図17のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
佐方(5)Ⅰ (109000061)	相生市佐方（別図18のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり

佐方(3) Ⅰ (109000062)	相生市佐方（別図19のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
佐方(8) Ⅰ (109000069)	相生市佐方（別図20のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり
竜泉(4) Ⅰ (109000070)	相生市ひかりが丘（別図21のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり
佐方(9) Ⅰ (109000099)	相生市相生（別図22のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図22のとおり
峯浦(1) Ⅰ (109000100)	相生市佐方（別図23のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図23のとおり
緑ヶ丘(2)(1) Ⅰ (109000102)	相生市緑ヶ丘１丁目（別図24のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図24のとおり
緑ヶ丘(3) Ⅰ (109000103)	相生市緑ヶ丘１丁目（別図25のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図25のとおり
青葉台(1)(1) Ⅰ (109000104)	相生市青葉台（別図26のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図26のとおり
佐方(10) Ⅰ (109000105)	相生市佐方（別図27のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図27のとおり
青葉台(1)(2) Ⅰ (109000119)	相生市青葉台（別図28のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図28のとおり
青葉台(3) Ⅰ (109000121)	相生市青葉台（別図29のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図29のとおり
下土井(1) Ⅱ (109000126)	相生市若狭野町下土井（別図31のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図31のとおり
下土井(2) Ⅱ (109000127)	相生市若狭野町下土井（別図32のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図32のとおり
下田Ⅱ (109000128)	相生市矢野町下田（別図33のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図33のとおり
西後明(2) Ⅱ (109000130)	相生市矢野町下田（別図34のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図34のとおり
西後明(3) Ⅱ (109000131)	相生市若狭野町西後明（別図35のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図35のとおり
竜泉(1) Ⅱ (109000132)	相生市竜泉町（別図36のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図36のとおり
竜泉(3) Ⅱ (109000134)	相生市竜泉町（別図37のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図37のとおり
東後明(3) Ⅱ (109000137)	相生市竜泉町（別図38のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図38のとおり
竜泉(4) Ⅱ (109000139)	相生市竜泉町（別図39のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図39のとおり

上松(1)Ⅱ (109000141)	相生市若狭野町野々（別図40のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図40のとおり
西谷町(2)Ⅱ (109000157)	相生市西谷町（別図41のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図41のとおり
西谷町(3)Ⅱ (109000158)	相生市西谷町（別図42のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図42のとおり
佐方(1)Ⅱ (109000159)	相生市佐方（別図43のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図43のとおり
竜泉(5)Ⅱ (109000162)	相生市竜泉町（別図44のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図44のとおり
八洞Ⅱ (109000163)	相生市若狭野町八洞（別図45のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図45のとおり
上土井(6)Ⅲ (109000168)	相生市若狭野町下土井（別図46のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図46のとおり
竜泉町(1)Ⅲ (109000177)	相生市若狭野町東後明（別図47のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図47のとおり
山手一丁目Ⅲ (109000180)	相生市陸（別図48のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図48のとおり
西谷町(1)Ⅲ (109000195)	相生市那波（別図49のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図49のとおり
西谷町(2)Ⅲ (109000196)	相生市那波（別図50のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図50のとおり
佐方一丁目Ⅲ (109000197)	相生市佐方（別図51のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図51のとおり
佐方(1)Ⅲ (109000199)	相生市佐方（別図52のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図52のとおり
佐方(2)Ⅲ (109000200)	相生市佐方（別図53のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図53のとおり
佐方(3)Ⅲ (109000201)	相生市佐方（別図54のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図54のとおり
釜出(1)Ⅰ (109000204)	相生市矢野町釜出（別図55のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図55のとおり
釜出(2)Ⅰ (109000205)	相生市矢野町釜出（別図56のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図56のとおり
金坂Ⅰ (109000206)	相生市矢野町金坂（別図57のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図57のとおり
榊(4)Ⅰ (109000207)	相生市矢野町榊（別図58のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図58のとおり
榊(1)Ⅰ (109000208)	相生市矢野町榊（別図59のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図59のとおり

榊(2) Ⅰ (109000209)	相生市矢野町榊（別図60のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図60のとおり
榊(3) Ⅰ (109000210)	相生市矢野町榊（別図61のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図61のとおり
中野Ⅰ (109000211)	相生市矢野町中野（別図62のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図62のとおり
能下(1) Ⅰ (109000212)	相生市矢野町能下（別図63のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図63のとおり
森Ⅰ (109000213)	相生市矢野町森（別図64のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図64のとおり
上Ⅰ (109000214)	相生市矢野町瓜生（別図65のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図65のとおり
二木(3) Ⅰ (109000215)	相生市矢野町二木（別図66のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図66のとおり
二木(1) Ⅰ (109000216)	相生市矢野町二木（別図67のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図67のとおり
下項(1) Ⅰ (109000217)	相生市矢野町真広（別図68のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図68のとおり
下項(2) Ⅰ (109000218)	相生市矢野町下田（別図69のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図69のとおり
深山口Ⅰ (109000219)	相生市矢野町小河（別図70のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図70のとおり
小河(2)(1) Ⅰ (109000220)	相生市矢野町小河（別図71のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図71のとおり
小河(1)(1) Ⅰ (109000221)	相生市矢野町小河（別図72のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図72のとおり
観音Ⅰ (109000222)	相生市矢野町小河（別図73のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図73のとおり
上土井Ⅰ (109000223)	相生市矢野町上土井（別図74のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図74のとおり
榊(5) Ⅰ (109000224)	相生市矢野町中野（別図75のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図75のとおり
瓜生(1) Ⅰ (109000226)	相生市矢野町瓜生（別図76のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図76のとおり
瓜生(2) Ⅰ (109000227)	相生市矢野町瓜生（別図77のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図77のとおり
菅谷Ⅰ (109000228)	相生市矢野町菅谷（別図78のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図78のとおり
小河(3) Ⅰ (109000229)	相生市矢野町小河（別図79のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図79のとおり

小河(1)(2)Ⅰ (109000230)	相生市矢野町小河（別図80のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図80のとおり
小河(2)(2)Ⅰ (109000231)	相生市矢野町小河（別図81のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図81のとおり
釜出Ⅱ (109000232)	相生市矢野町釜出（別図82のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図82のとおり
榊(1)Ⅱ (109000233)	相生市矢野町榊（別図83のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図83のとおり
榊(2)Ⅱ (109000234)	相生市矢野町榊（別図84のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図84のとおり
榊(3)Ⅱ (109000235)	相生市矢野町榊（別図85のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図85のとおり
榊(4)Ⅱ (109000236)	相生市矢野町榊（別図86のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図86のとおり
榊(5)Ⅱ (109000237)	相生市矢野町榊（別図87のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図87のとおり
榊(6)Ⅱ (109000238)	相生市矢野町榊（別図88のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図88のとおり
榊(7)Ⅱ (109000239)	相生市矢野町榊（別図89のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図89のとおり
榊(8)Ⅱ (109000240)	相生市矢野町榊（別図90のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図90のとおり
榊(9)Ⅱ (109000241)	相生市矢野町榊（別図91のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図91のとおり
金坂(1)Ⅱ (109000242)	相生市矢野町金坂（別図92のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図92のとおり
金坂(2)Ⅱ (109000243)	相生市矢野町金坂（別図93のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図93のとおり
中野Ⅱ (109000244)	相生市矢野町中野（別図94のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図94のとおり
森(1)Ⅱ (109000245)	相生市矢野町中野（別図95のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図95のとおり
能下(1)Ⅱ (109000246)	相生市矢野町能下（別図96のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図96のとおり
能下(2)Ⅱ (109000247)	相生市矢野町能下（別図97のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図97のとおり
森(2)Ⅱ (109000248)	相生市矢野町瓜生（別図98のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図98のとおり
鍛冶屋Ⅱ (109000249)	相生市矢野町瓜生（別図99のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図99のとおり

上Ⅱ (109000251)	相生市矢野町上（別図100のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図100のとおり
菅谷(1)Ⅱ (109000252)	相生市矢野町菅谷（別図101のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図101のとおり
菅谷(2)Ⅱ (109000253)	相生市矢野町菅谷（別図102のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図102のとおり
二木(1)Ⅱ (109000254)	相生市矢野町上（別図103のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図103のとおり
小河(2)Ⅱ (109000256)	相生市矢野町小河（別図104のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図104のとおり
小河(3)Ⅱ (109000257)	相生市矢野町小河（別図105のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図105のとおり
小河(4)Ⅱ (109000258)	相生市矢野町小河（別図106のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図106のとおり
小河(5)Ⅱ (109000259)	相生市矢野町小河（別図107のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図107のとおり
小河(6)Ⅱ (109000260)	相生市矢野町小河（別図108のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図108のとおり
真広Ⅱ (109000261)	相生市矢野町真広（別図109のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図109のとおり
森(1)Ⅲ (109000274)	相生市矢野町森（別図110のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図110のとおり
森(2)Ⅲ (109000275)	相生市矢野町森（別図111のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図111のとおり
二木(3)Ⅲ (109000287)	相生市矢野町二木（別図112のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図112のとおり
小河(7)Ⅲ (109000297)	相生市矢野町小河（別図113のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図113のとおり
上土井(1)Ⅲ (109000299)	相生市矢野町上土井（別図114のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図114のとおり
金坂(3) (109000303)	相生市矢野町金坂（別図115のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図115のとおり
榊(10) (109000304)	相生市矢野町榊（別図116のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図116のとおり
鶴亀(2) (109000308)	相生市若狭野町入野（別図117のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図117のとおり
福井１Ⅰ (209000003)	相生市若狭野町福井（別図118のとおり）	土石流	別図118のとおり
若狭野１Ⅰ (209000005)	相生市若狭野町若狭野（別図119のとおり）	土石流	別図119のとおり

若狭野町野々Ⅰ (209000008)	相生市若狭野町入野（別図120のとおり）	土石流	別図120のとおり
雨内Ⅰ (209000011)	相生市若狭野町雨内（別図121のとおり）	土石流	別図121のとおり
若狭野２Ⅰ (209000012)	相生市若狭野町若狭野 赤穂市有年牟礼（別図122のとおり）	土石流	別図122のとおり
青葉台Ⅰ (209000018)	相生市青葉台（別図123のとおり）	土石流	別図123のとおり
竜泉町Ⅰ (209000023)	相生市竜泉町（別図124のとおり）	土石流	別図124のとおり
山手Ⅰ (209000038)	相生市山手１丁目（別図125のとおり）	土石流	別図125のとおり
下土井Ⅱ (209000055)	相生市若狭野町下土井（別図126のとおり）	土石流	別図126のとおり
東後明１Ⅱ (209000060)	相生市若狭野町東後明（別図127のとおり）	土石流	別図127のとおり
矢野町榊Ⅰ (209000074)	相生市矢野町榊（別図128のとおり）	土石流	別図128のとおり
矢野町金坂１Ⅰ (209000075)	相生市矢野町金坂（別図129のとおり）	土石流	別図129のとおり
矢野町金坂２Ⅰ (209000076)	相生市矢野町金坂（別図130のとおり）	土石流	別図130のとおり
小河２Ⅰ (209000083)	相生市矢野町小河（別図131のとおり）	土石流	別図131のとおり
小河６Ⅰ (209000085)	相生市矢野町小河（別図132のとおり）	土石流	別図132のとおり
榊川Ⅱ (209000091)	相生市矢野町榊（別図133のとおり）	土石流	別図133のとおり
榊２Ⅱ (209000092)	相生市矢野町榊（別図134のとおり）	土石流	別図134のとおり
能下Ⅱ (209000095)	相生市矢野町能下（別図135のとおり）	土石流	別図135のとおり
菅谷３Ⅱ (209000097)	相生市矢野町菅谷（別図136のとおり）	土石流	別図136のとおり
下田４Ⅱ (209000102)	相生市矢野町下田（別図137のとおり）	土石流	別図137のとおり
深山口Ⅱ (209000104)	相生市矢野町小河（別図138のとおり）	土石流	別図138のとおり

小河３Ⅱ（209000105）	相生市矢野町小河（別図139のとおり）	土石流	別図139のとおり

（別図１から別図139までは省略し、３に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

２　指定の案の閲覧期間

令和２年３月11日（水）から同月25日（水）まで

３　指定の案の閲覧場所

兵庫県西播磨県民局光都土木事務所及び相生市役所

４　意見書に関する事項

⑴　様式

要領第５条第２項の規定により定める様式

⑵　提出先

兵庫県西播磨県民局光都土木事務所河川砂防第２課

〒678-1205　赤穂郡上郡町光都２―25

⑶　提出期限

令和２年３月25日（水）まで（当日消印有効）

⑷　意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和２年５月25日（月）までに、３に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第４条第１項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和２年３月３日

兵庫県知事　井　戸　敏　三

１　指定しようとする区域の名称等

名　　称	指　定　の　区　域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
口岩井第一（110010167）	豊岡市口岩井（別図１のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図１のとおり
口岩井Ⅰ（110010168）	豊岡市口岩井（別図２のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図２のとおり
福成寺(1)Ⅱ（110010175）	豊岡市福成寺（別図３のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図３のとおり
福成寺(2)（急）Ⅰ（110010178）	豊岡市福成寺、大谷（別図４のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図４のとおり
目坂(2)Ⅱ（110010180）	豊岡市目坂（別図５のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図５のとおり
目坂(1)Ⅰ（110010181）	豊岡市目坂（別図６のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図６のとおり

目坂(3) Ⅰ (110010182)	豊岡市目坂（別図７のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図７のとおり
目坂(1) Ⅱ (110010183)	豊岡市目坂（別図８のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図８のとおり
目坂第一 (110010184)	豊岡市目坂（別図９のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図９のとおり
奥岩井(1) Ⅱ (110010185)	豊岡市奥岩井（別図10のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
奥岩井(3) Ⅱ (110010186)	豊岡市奥岩井（別図11のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
奥岩井(2) Ⅱ (110010187)	豊岡市奥岩井（別図12のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
奥岩井Ⅰ (110010188)	豊岡市奥岩井（別図13のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
福成寺(2) Ⅱ (110010189)	豊岡市大谷（別図14のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
大谷(1) Ⅰ (110010190)	豊岡市大谷（別図15のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
大谷(2) Ⅰ (110010191)	豊岡市大谷（別図16のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
福成寺(3) Ⅱ (110010193)	豊岡市大谷（別図17のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
内町(1) Ⅱ (110010195)	豊岡市内町（別図18のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり
内町(2) Ⅱ (110010196)	豊岡市内町（別図19のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
内町Ⅰ (110010197)	豊岡市内町（別図20のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり
内町(3) Ⅱ (110010198)	豊岡市内町（別図21のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり
内町(4) Ⅱ (110010199)	豊岡市内町（別図22のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図22のとおり
内町(5) Ⅱ (110010200)	豊岡市内町（別図23のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図23のとおり
内町第一 (110010201)	豊岡市内町（別図24のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図24のとおり
辻(3) Ⅱ (110010202)	豊岡市辻（別図25のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図25のとおり
辻(2) Ⅱ (110010204)	豊岡市辻（別図26のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図26のとおり

辻第一 (110010205)	豊岡市辻（別図27のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図27のとおり
辻(2) Ⅰ (110010206)	豊岡市辻（別図28のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図28のとおり
辻(1) Ⅱ (110010207)	豊岡市辻（別図29のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図29のとおり
船谷(1) Ⅱ (110010208)	豊岡市船谷（別図30のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図30のとおり
船谷(2) Ⅱ (110010210)	豊岡市船谷（別図31のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図31のとおり
船谷(4) Ⅱ (110010211)	豊岡市船谷（別図32のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図32のとおり
船谷(3) Ⅱ (110010212)	豊岡市船谷（別図33のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図33のとおり
佐野第一 (110010228)	豊岡市佐野（別図34のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図34のとおり
納屋Ⅰ (110010234)	豊岡市納屋（別図35のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図35のとおり
引野第一 (110010255)	豊岡市引野（別図36のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図36のとおり
中郷(1) Ⅱ (110010256)	豊岡市中郷（別図37のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図37のとおり
中郷(2) Ⅱ (110010257)	豊岡市中郷（別図38のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図38のとおり
中郷第一 (110010258)	豊岡市中郷（別図39のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図39のとおり
中郷第二 (110010259)	豊岡市中郷（別図40のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図40のとおり
中郷第三 (110010260)	豊岡市中郷（別図41のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図41のとおり
中郷（急）Ⅰ (110010261)	豊岡市中郷（別図42のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図42のとおり
中郷(3) Ⅱ (110010262)	豊岡市中郷（別図43のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図43のとおり
中郷(4) Ⅱ (110010263)	豊岡市中郷（別図44のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図44のとおり
中郷(5) Ⅱ (110010264)	豊岡市中郷（別図45のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図45のとおり
中郷(6) Ⅱ (110010265)	豊岡市中郷、市谷（別図46のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図46のとおり

市谷第一 (110010266)	豊岡市市谷（別図47のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図47のとおり
市谷(1) Ⅱ (110010267)	豊岡市市谷（別図48のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図48のとおり
市谷(2) Ⅱ (110010268)	豊岡市市谷（別図49のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図49のとおり
市谷Ⅰ (110010270)	豊岡市市谷（別図50のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図50のとおり
市谷(3) Ⅱ (110010271)	豊岡市市谷（別図51のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図51のとおり
市谷第三 (110010272)	豊岡市市谷（別図52のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図52のとおり
船谷(1) Ⅰ (110010283)	豊岡市山本（別図53のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図53のとおり
赤石(2)（急） Ⅰ (110010285)	豊岡市赤石（別図54のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図54のとおり
下鶴井Ⅱ (110010287)	豊岡市下鶴井（別図55のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図55のとおり
下鶴井(2)（急） Ⅰ (110010289)	豊岡市下鶴井（別図56のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図56のとおり
金剛寺(1)（急） Ⅰ (110010290)	豊岡市金剛寺（別図57のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図57のとおり
金剛寺(2) Ⅰ (110010291)	豊岡市金剛寺（別図58のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図58のとおり
森(1) Ⅰ (110010294)	豊岡市野上（別図59のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図59のとおり
森Ⅱ (110010295)	豊岡市野上（別図60のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図60のとおり
森(2) Ⅰ (110010296)	豊岡市森（別図61のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図61のとおり
山本Ⅰ (110010297)	豊岡市山本（別図62のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図62のとおり
船谷(2) Ⅰ (110010298)	豊岡市山本（別図63のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図63のとおり
口岩井第五 (210010092)	豊岡市口岩井（別図64のとおり）	土石流	別図64のとおり
口岩井南谷Ⅱ (210010094)	豊岡市口岩井（別図65のとおり）	土石流	別図65のとおり
目坂第一 (210010108)	豊岡市目坂（別図66のとおり）	土石流	別図66のとおり

奥岩井北谷Ⅱ（210010111）	豊岡市奥岩井（別図67のとおり）	土石流	別図67のとおり
奥岩井第一（210010112）	豊岡市奥岩井（別図68のとおり）	土石流	別図68のとおり
奥岩川Ⅰ（210010114）	豊岡市奥岩井（別図69のとおり）	土石流	別図69のとおり
コクマ谷Ⅱ（210010115）	豊岡市奥岩井（別図70のとおり）	土石流	別図70のとおり
大谿川(2)Ⅱ（210010131）	豊岡市辻（別図71のとおり）	土石流	別図71のとおり
大谿川(3)Ⅱ（210010132）	豊岡市辻（別図72のとおり）	土石流	別図72のとおり
大谿川(4)Ⅱ（210010133）	豊岡市辻（別図73のとおり）	土石流	別図73のとおり
祥雲谷Ⅱ（210010136）	豊岡市辻（別図74のとおり）	土石流	別図74のとおり
左支渓第三(2)Ⅱ（210010140）	豊岡市船谷（別図75のとおり）	土石流	別図75のとおり
上佐野西谷Ⅰ（210010158）	豊岡市上佐野（別図76のとおり）	土石流	別図76のとおり
引野第一（210010177）	豊岡市引野（別図77のとおり）	土石流	別図77のとおり
中郷第四（210010181）	豊岡市中郷（別図78のとおり）	土石流	別図78のとおり
中郷第八（210010186）	豊岡市中郷（別図79のとおり）	土石流	別図79のとおり
市谷第三（210010190）	豊岡市市谷（別図80のとおり）	土石流	別図80のとおり
市谷南谷Ⅱ（210010191）	豊岡市市谷（別図81のとおり）	土石流	別図81のとおり
市谷北谷(1)Ⅱ（210010192）	豊岡市市谷（別図82のとおり）	土石流	別図82のとおり
赤石北中谷Ⅰ（210010203）	豊岡市赤石（別図83のとおり）	土石流	別図83のとおり
堂ヶ谷川Ⅱ（210010208）	豊岡市金剛寺（別図84のとおり）	土石流	別図84のとおり
右支渓第二Ⅱ（210010212）	豊岡市野上（別図85のとおり）	土石流	別図85のとおり

（別図１から別図85までは省略し、３に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

２　指定の案の閲覧期間

令和２年３月11日（水）から同月25日（水）まで

３　指定の案の閲覧場所

兵庫県但馬県民局豊岡土木事務所河川砂防課及び豊岡市役所建設課（５階）

４　意見書に関する事項

⑴　様式

要領第５条第２項の規定により定める様式

⑵　提出先

兵庫県但馬県民局豊岡土木事務所河川砂防課

〒668-0025　豊岡市幸町７―11

⑶　提出期限

令和２年３月25日（水）まで（当日消印有効）

⑷　意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和２年５月25日（月）までに、３に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第４条第１項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和２年３月３日

兵庫県知事　井　戸　敏　三

１　指定しようとする区域の名称等

名　　称	指　定　の　区　域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
東大谷(1)Ⅰ（110030019）	豊岡市竹野町東大谷（別図１のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図１のとおり
下塚(1)Ⅰ（110030020）	豊岡市竹野町下塚（別図２のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図２のとおり
林(1)Ⅰ（110030021）	豊岡市竹野町林（別図３のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図３のとおり
坊岡(1)(1)Ⅰ（110030022）	豊岡市竹野町坊岡（別図４のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図４のとおり
坊岡(2)(1)Ⅰ（110030023）	豊岡市竹野町坊岡（別図５のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図５のとおり
坊岡(3)(1)Ⅰ（110030024）	豊岡市竹野町坊岡（別図６のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図６のとおり
市場(1)Ⅰ（110030025）	豊岡市竹野町森本（別図７のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図７のとおり
森本(1)(1)Ⅰ（110030026）	豊岡市竹野町森本（別図８のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図８のとおり
森本(2)(1)Ⅰ（110030027）	豊岡市竹野町森本（別図９のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図９のとおり

河内(1) Ⅰ (110030028)	豊岡市竹野町河内（別図10のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
須野谷(1)(1) Ⅰ (110030030)	豊岡市竹野町須野谷（別図11のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
須野谷(2)(1) Ⅰ (110030031)	豊岡市竹野町須野谷（別図12のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
大森(1) Ⅰ (110030032)	豊岡市竹野町大森（別図13のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
小城(1) Ⅰ (110030034)	豊岡市竹野町小城（別図14のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
二連原(1) Ⅰ (110030035)	豊岡市竹野町二連原（別図15のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
銅山(1)(1) Ⅰ (110030036)	豊岡市竹野町二連原（別図16のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
銅山(2)(1) Ⅰ (110030037)	豊岡市竹野町二連原（別図17のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
下村(1) Ⅰ (110030038)	豊岡市竹野町椒（別図18のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり
中村(2)(1) Ⅰ (110030040)	豊岡市竹野町椒（別図19のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
床瀬(2)(1) Ⅰ (110030042)	豊岡市竹野町椒（別図20のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり
轟(1) Ⅱ (110030067)	豊岡市竹野町轟（別図21のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり
下塚(1) Ⅱ (110030068)	豊岡市竹野町下塚（別図22のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図22のとおり
森本(1)(1) Ⅱ (110030069)	豊岡市竹野町森本（別図23のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図23のとおり
森本(2)(1) Ⅱ (110030070)	豊岡市竹野町森本（別図24のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図24のとおり
森本(3)(1) Ⅱ (110030071)	豊岡市竹野町森本（別図25のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図25のとおり
御又(2)(1) Ⅱ (110030073)	豊岡市竹野町御又（別図26のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図26のとおり
河内(1)(1) Ⅱ (110030074)	豊岡市竹野町河内（別図27のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図27のとおり
大森(1)(1) Ⅱ (110030076)	豊岡市竹野町大森（別図28のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図28のとおり
大森(2)(1) Ⅱ (110030077)	豊岡市竹野町大森（別図29のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図29のとおり

大森(3)(1)Ⅱ (110030078)	豊岡市竹野町大森（別図30のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図30のとおり
二ツ家(1)Ⅱ (110030079)	豊岡市竹野町三原（別図31のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図31のとおり
三原(1)Ⅱ (110030080)	豊岡市竹野町三原（別図32のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図32のとおり
小城(1)Ⅱ (110030081)	豊岡市竹野町小城（別図33のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図33のとおり
下村(1)(1)Ⅱ (110030082)	豊岡市竹野町椒（別図34のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図34のとおり
下村(2)(1)Ⅱ (110030083)	豊岡市竹野町椒（別図35のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図35のとおり
床瀬(1)(1)Ⅱ (110030085)	豊岡市竹野町椒（別図36のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図36のとおり
床瀬(2)(1)Ⅱ (110030086)	豊岡市竹野町椒（別図37のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図37のとおり
床瀬(3)(1)Ⅱ (110030087)	豊岡市竹野町椒（別図38のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図38のとおり
須野谷(1)Ⅱ (110030090)	豊岡市竹野町須野谷（別図39のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図39のとおり
猪谷川Ⅰ (210030017)	豊岡市竹野町御又（別図40のとおり）	土石流	別図40のとおり
下森川Ⅰ (210030020)	豊岡市竹野町大森（別図41のとおり）	土石流	別図41のとおり
左支渓第五Ⅰ (210030023)	豊岡市竹野町御又（別図42のとおり）	土石流	別図42のとおり
森本(2)Ⅰ (210030025)	豊岡市竹野町森本（別図43のとおり）	土石流	別図43のとおり
坊岡Ⅰ (210030026)	豊岡市竹野町坊岡（別図44のとおり）	土石流	別図44のとおり
床瀬川Ⅱ (210030046)	豊岡市竹野町椒（別図45のとおり）	土石流	別図45のとおり
高田川Ⅱ (210030048)	豊岡市竹野町椒（別図46のとおり）	土石流	別図46のとおり
小風川Ⅱ (210030050)	豊岡市竹野町須野谷（別図47のとおり）	土石流	別図47のとおり
八代川Ⅱ (210030053)	豊岡市竹野町三原（別図48のとおり）	土石流	別図48のとおり
大谷川(1)Ⅱ (210030059)	豊岡市竹野町金原（別図49のとおり）	土石流	別図49のとおり

（別図１から別図49までは省略し、３に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

２　指定の案の閲覧期間

令和２年３月11日（水）から同月25日（水）まで

３　指定の案の閲覧場所

兵庫県但馬県民局豊岡土木事務所河川砂防課及び豊岡市役所竹野振興局

４　意見書に関する事項

⑴　様式

要領第５条第２項の規定により定める様式

⑵　提出先

兵庫県但馬県民局豊岡土木事務所河川砂防課

〒668-0025　豊岡市幸町７―11

⑶　提出期限

令和２年３月25日（水）まで（当日消印有効）

⑷　意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和２年５月25日（月）までに、３に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第４条第１項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和２年３月３日

兵庫県知事　井　戸　敏　三

１　指定しようとする区域の名称等

名　　称	指　定　の　区　域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
祢布Ⅰ（110040080）	豊岡市日高町祢布（別図１のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図１のとおり
久斗Ⅱ（110040081）	豊岡市日高町久斗（別図２のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図２のとおり
水上(1)Ⅰ（110040082）	豊岡市日高町水上（別図３のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図３のとおり
国分寺(1)Ⅰ（110040084）	豊岡市日高町国分寺（別図４のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図４のとおり
水上(2)Ⅰ（110040085）	豊岡市日高町水上（別図５のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図５のとおり
国分寺Ⅱ（110080086）	豊岡市日高町国分寺（別図６のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図６のとおり
浅倉(2)Ⅰ（110040090）	豊岡市日高町浅倉（別図７のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図７のとおり
山本Ⅱ（110040091）	豊岡市日高町山本（別図８のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図８のとおり

浅倉Ⅱ （110040092）	豊岡市日高町浅倉（別図９のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図９のとおり
赤崎(2) Ⅰ （110040094）	豊岡市日高町赤崎（別図10のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
赤崎(1) Ⅰ （110040095）	豊岡市日高町赤崎（別図11のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
日置Ⅱ （110040098）	豊岡市日高町日置（別図12のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
竹貫(2) Ⅰ （110040122）	豊岡市日高町竹貫（別図13のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
竹貫(1) Ⅰ （110040123）	豊岡市日高町竹貫（別図14のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
上石Ⅰ （110040125）	豊岡市日高町上石（別図15のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
竹貫Ⅱ （110040126）	豊岡市日高町竹貫（別図16のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
赤崎(3) Ⅱ （110040138）	豊岡市日高町赤崎（別図17のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
山本(4) Ⅱ （110040139）	豊岡市日高町山本（別図18のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり
水上(3) Ⅱ （110040140）	豊岡市日高町水上（別図19のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
竹貫南谷第二Ⅱ （210040004）	豊岡市日高町竹貫（別図20のとおり）	土石流	別図20のとおり
浅倉南谷Ⅰ （210040008）	豊岡市日高町浅倉（別図21のとおり）	土石流	別図21のとおり
水上南谷Ⅰ （210040010）	豊岡市日高町山本（別図22のとおり）	土石流	別図22のとおり
山本南奥谷Ⅰ （210040011）	豊岡市日高町山本（別図23の通り）	土石流	別図23のとおり

（別図１から別図23までは省略し、３に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

２　指定の案の閲覧期間

令和２年３月11日（水）から同月25日（水）まで

３　指定の案の閲覧場所

兵庫県但馬県民局豊岡土木事務所河川砂防課及び豊岡市役所日高振興局

４　意見書に関する事項

⑴　様式

要領第５条第２項の規定により定める様式

⑵　提出先

兵庫県但馬県民局豊岡土木事務所河川砂防課

〒668-0025　豊岡市幸町７―11

⑶　提出期限

令和２年３月25日（水）まで（当日消印有効）

⑷　意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和２年５月25日（月）までに、３に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第４条第１項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和２年３月３日

兵庫県知事　井　戸　敏　三

１　指定しようとする区域の名称等

名　　称	指　定　の　区　域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
谷山(5)Ⅱ（110050023）	豊岡市出石町谷山（別図１のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図１のとおり
谷山(4)Ⅱ（110050024）	豊岡市出石町谷山（別図２のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図２のとおり
町分Ⅱ（110050025）	豊岡市出石町谷山（別図３のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図３のとおり
谷山(3)Ⅱ（110050026）	豊岡市出石町谷山（別図４のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図４のとおり
東条(2)Ⅰ（110050028）	豊岡市出石町谷山（別図５のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図５のとおり
入佐(2)Ⅱ（110050031）	豊岡市出石町谷山（別図６のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図６のとおり
入佐(1)Ⅱ（110050032）	豊岡市出石町谷山（別図７のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図７のとおり
下谷(1)Ⅰ（110050033）	豊岡市出石町谷山（別図８のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図８のとおり
下谷(2)Ⅰ（110050034）	豊岡市出石町谷山（別図９のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図９のとおり
谷山Ⅰ（110050035）	豊岡市出石町谷山（別図10のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
谷山(1)Ⅱ（110050036）	豊岡市出石町谷山（別図11のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
谷山(2)Ⅱ（110050037）	豊岡市出石町谷山（別図12のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
下谷(3)Ⅰ（110050038）	豊岡市出石町谷山（別図13のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり

伊木(2) Ⅰ (110050039)	豊岡市出石町谷山（別図14のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
伊木Ⅱ (110050040)	豊岡市出石町谷山（別図15のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
伊木(1) Ⅰ (110050041)	豊岡市出石町谷山（別図16のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
寺坂(2) Ⅱ (110050042)	豊岡市出石町寺坂（別図17のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
寺坂(1) Ⅱ (110050043)	豊岡市出石町寺坂（別図18のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり
寺坂Ⅰ (110050044)	豊岡市出石町日野辺・寺坂（別図19のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
日野辺Ⅱ (110050045)	豊岡市出石町日野辺（別図20のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり
桐野Ⅰ (110050048)	豊岡市出石町桐野（別図21のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり
桐野(1) Ⅱ (110050049)	豊岡市出石町桐野（別図22のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図22のとおり
桐野(2) Ⅱ (110050050)	豊岡市出石町桐野（別図23のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図23のとおり
桐野(3) Ⅱ (110050051)	豊岡市出石町桐野（別図24のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図24のとおり
寺坂(3) Ⅰ (110050135)	豊岡市出石町寺坂（別図25のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図25のとおり
谷山(6) Ⅱ (110050136)	豊岡市出石町谷山（別図26のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図26のとおり
和田山川Ⅰ (210050028)	豊岡市出石町町分（別図27のとおり）	土石流	別図27のとおり
八坂川(2) Ⅱ (210050106)	豊岡市出石町谷山（別図28のとおり）	土石流	別図28のとおり

（別図１から別図28までは省略し、３に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

２　指定の案の閲覧期間

令和２年３月11日（水）から同月25日（水）まで

３　指定の案の閲覧場所

兵庫県但馬県民局豊岡土木事務所河川砂防課及び豊岡市役所出石振興局

４　意見書に関する事項

⑴　様式

要領第５条第２項の規定により定める様式

⑵　提出先

兵庫県但馬県民局豊岡土木事務所河川砂防課

〒668-0025　豊岡市幸町７―11

⑶　提出期限

令和２年３月25日（水）まで（当日消印有効）

⑷　意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和２年５月25日（月）までに、３に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。

大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第５条第１項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、法第８条第２項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から４月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和２年３月３日

兵庫県知事　井　戸　敏　三

１　大規模小売店舗の名称及び所在地

名称　（仮称）ケーズデンキ加古川店

所在地　加古川市加古川町稲屋字横手917番１ほか

２　大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称　株式会社関西ケーズデンキ

住所　茨城県水戸市柳町一丁目13番20号

代表者の氏名　杉　本　正　彦

３　大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
株式会社関西ケーズデンキ	茨城県水戸市柳町一丁目13番20号	杉　本　正　彦

４　大規模小売店舗の新設をする日

令和２年10月11日

５　大規模小売店舗内の店舗面積の合計

3,385平方メートル

６　大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

⑴　駐車場の収容台数

138台

⑵　駐輪場の収容台数

36台

⑶　荷さばき施設の面積

40平方メートル

⑷　廃棄物等の保管施設の容量

16.9立方メートル

７　大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

⑴　大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業を行う者の名称	開店時刻	閉店時刻
株式会社関西ケーズデンキ	午前９時	午後９時45分

⑵　来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前８時30分から午後10時まで

⑶　駐車場の自動車の出入口の数

出入口１箇所、入口１箇所

⑷　荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前６時から午後10時まで

８　届出年月日